明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三六）　二

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務四三）　二

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府九、一三）　二

〔告　示〕

○保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部を改正する件（金融庁三八）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（総務一七三）　三

○外国公文書の認証を不要とする条約へのウズベキスタン共和国の加入に関する件（外務一五二）　三

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産八）　三

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同九）　三

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一〇）　四

○文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件（文部科学八四）　四

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十八条の規定に基づく認定業務規程の変更を認可した件（厚生労働・農林水産一）　四

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇三一）　五

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇三二）　五

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇三三）　五

○保安林の指定を解除する件（同一〇三四～一〇三七）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇三八～一〇四五）　五

○平成十七年国土交通省告示第千四百八十四号の一部を改正する件（国土交通四六六）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同四六七）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同四六八）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（同四六九～四七一）　八

〔国会事項〕

内閣　総務省　文部科学省　八

〔人事異動〕

内閣　総務省　文部科学省　八

〔皇室事項〕

官庁事項　二

〔官庁報告〕

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　二

標準時の調整の公表について（同）　三

法　務

公証人任免（法務省）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、鉱業法第一四二条、建築士懲戒処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

特殊法人等

衆議院共済組合定款の一部変更関係　三

会社その他